

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

株式會社間瀬運送店定款

株式會社間瀬運送店定款

第一章 總則

第一條

本會社ハ株式會社間瀬運送店ト稱ス

第二條

本會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、運送及運送取扱業

二、倉庫業

三、前各條ニ關聯スル一切ノ業務

第三條

本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク必要ニ應シ支店及ビ出張所ヲ置クコトアルヘシ

第四條

本會社ノ資本金ヲ金貳萬圓トス

第五條

本會社ノ存續期間ハ設立ノ日ヨリ滿參拾箇年トス

第六條

本會社ノ公告ハ本社ノ店頭ニ之ヲ揭示ス

第二章 株式

第七條

本會社ノ株式ハ四百株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第八條
第九條

本會社ノ株式ハ記名式トシ五株券及ビ拾株券ノ二種トス
株式第壹回拂込ハ壹株ニ付金貳拾五圓トシ第貳回以後ノ拂込
ハ取締役會ノ決議ニ依リ其期日並ニ其金額ヲ定ム

第十條

株主カ株式ノ拂込ヲ怠リタル時ハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込
當日マテ日歩金五錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ支拂フベキモノ
トス

第十壹條

株式ノ讓渡ハ本會社取締役會ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ之レヲ
為スコトヲ得ズ

第十貳條

株式ヲ讓渡シタル時ハ其當事者ニ於テ株券相當欄ニ各署名捺
印シ之レニ本會社ノ讓渡承諾書及所定ノ請求書ヲ添へ本會社
ニ其名義書換ヲ請ボスベシ

第十參條

相續ニ依リテ株式ヲ取得シタルモノハ前項ニ準シ讓渡承諾書
ニ代ヘ相續ヲ證スヘキ證書ヲ添付シテ名義書換ヲ請求スベシ
株主カ株券ヲ滅失毀損シ其友附ヲ本會社ニ請求スル場合ハ之

第十肆條

レニ要スル實費ヲ支拂フベキモノトス
株主ハ其氏名住所及印鑑ヲ本會社ニ届出ヅルコトヲ要ス其變
更ノ場合亦同シ

第十伍條

第參章 株主總會

第十六條

定時總會ハ毎年六月拾貳月之レヲ開キ臨時總會ハ必要アル場
合之レヲ開ク

第十七條

總會ノ議長ハ專務取締役之レニ任ジ專務取締役差支アルトキ
ハ他ノ取締役之レニ任ス

第十八條

株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スルコトヲ得
此場合ニ於テハ委任收ヲ會社ニ提出スルモノトス

第十九條

總會ノ議事ハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之レヲ
決シ可否同数ナルトキハ議長之レヲ裁決ス 但シ株主ノ議決
權ハ壹株ニ付壹箇トス
定款ノ變更合併解散ノ決議ハ法律ノ定ムル所ニヨル

第貳拾條

總會ノ決議録ハ議長並ニ出席株主貳名之レニ署名捺印シテ本會社ニ保存ス

第四章 役員

第貳拾壹條

本會社ニ取締役五名以内監查役貳名以内ヲ置ク

第貳拾貳條

取締役ハ其互選ニ依リ専務取締役壹名ヲ置クコトヲ得

第貳拾參條

専務取締役ハ本會社ヲ代表シ社務ヲ執行ス

第貳拾肆條

取締役ハ株式貳拾株以上監查役ハ株式拾株以上ヲ所有スル株主ヨリ之レヲ選任ス

第貳拾伍條

役員ノ任期ハ取締役ヲ參年トシ監查役ヲ貳年トス

第貳拾陸條

但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結前ニ滿了シタルトキハ其終結ニ至ルマテ其任期ヲ伸長ス

第貳拾七條

取締役ハ在任中其所有スル株券貳拾株ヲ監查役ニ供託スベシ

第貳拾八條

役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ招集シテ补缺選舉ヲ行フ

第貳拾八條

但シ法定ノ員數ヲ下ラス且ツ業務ノ執行ニ支障ナキトキハ次ノ改選期マテ其選舉ヲ延期スルコトヲ得补缺選舉ニ依リテ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ残余ノ期間トス

第五章 計算

第貳拾九條

本會社ノ決算期ハ毎年五月拾壹日トス

第參拾條

本會社ハ毎決算期ニ於ケル總收入ヨリ諸税經費及損失ヲ控除シタル残余額ヲ以テ純益金トシテ左ノ通り之レヲ處分ス

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
 - 二、役員賞與金 百分ノ拾以下
 - 三、株主ノ配當金
 - 四、後期繰越金
- 前項ノ外總會ノ決議ニ依リ配當準備積立金其他必要ナル處分

第參拾壹條

ヲナスコトヲ得

配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ之レ
ヲ配當ス

附

則

第參拾貳條

本會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用ヲ金五百圓以內トス

以

上

